

国際大会等出場賞賜金交付規程

(交付の目的)

第1条 国際大会等に出場する選手に対し、その栄光を讃え、さらなる飛躍と期待をこめて賞賜金を交付する。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、浦安市内在住、在勤または在学者とする。

2 全国大会出場により賞賜金の交付を受けることができるものは高校生以下の者に限る。

(交付対象大会)

第3条 国際大会等とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、予算執行年度と大会年度は同一であることとする。

- (1) オリンピック・パラリンピック大会及びデフリンピック大会
- (2) 世界選手権大会
- (3) アジア選手権大会
- (4) 全国大会
- (5) その他特に市長が必要と認めたもの

(適用除外)

第4条 前条までの規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は交付しない。

- (1) プロ契約している選手
- (2) 全国大会・関東大会出場補助金の交付対象選手
- (3) 浦安市立学校・県大会・関東大会・全国大会出場補助金の交付対象選手
- (4) 公益財団法人日本中学校体育連盟、公益財団法人全国高等学校体育連盟または公益財団法人日本高等学校野球連盟が主催、共催、後援する大会に出場する選手

(交付額)

第5条 賞賜金の交付金額は下記のとおりとする。

- (1) オリンピック・パラリンピック大会及びデフリンピック大会 3万円
- (2) 世界選手権大会 3万円
- (3) アジア選手権大会 2万円
- (4) 全国大会 1万円
- (5) 第3条第5号に該当する大会について、全国規模のものについては1万円、アジア規模のものについては2万円、それより大きい規模の大会については3万円とする

(交付申請)

第6条 賞賜金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を市長に提出し申請するものとする。

- (1) 国際大会等出場賞賜金交付申請書（第1号様式）
- (2) 市内在住または在勤であることがわかるものの写し（免許証や在学・在勤証明書等）
- (3) 出場する大会の要項
- (4) 出場するに至った経緯のわかる書類（予選結果・選考結果等）
- (5) 口座振替払申出書（第2号様式）
- (6) その他、市長が必要と認める書類

2 申請は、当該大会出場前に行うことを原則とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

3 申請を受け、交付が適当と認めた場合は賞賜金の振込をもって通知に代えるものとし、不適当と認めた場合はその旨を書面により通知するものとする。

4 当該規程に基づき申請できる回数は、年度ごとに1回までとする。

附 則

この規程は、令和4年3月31日より施行する